

教職課程認定基準（改正案）

平成 13 年 7 月 19 日
教員養成部会決定

一部改正 平成 16 年 6 月 23 日
一部改正 平成 18 年 7 月 31 日
全部改正 平成 19 年 5 月 10 日
一部改正 平成 20 年 6 月 10 日
一部改正 平成 20 年 12 月 24 日
一部改正 平成 21 年 5 月 18 日
一部改正 平成 26 年 11 月 7 日
一部改正 平成 27 年 11 月 24 日
一部改正 平成 29 年 11 月 17 日
一部改正 令和 3 年 5 月 7 日
一部改正 令和 3 年 8 月 4 日
一部改正 令和 3 年 12 月 22 日
一部改正 令和 4 年 7 月 28 日
一部改正 令和 4 年 11 月 25 日
一部改正 令和 5 年 9 月 28 日
一部改正 令和 8 年 5 月 28 日

1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第 7 条の 2 に規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第 1 備考第 5 号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第 2 条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教職課程における基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 85 条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。
また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。
学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。
- (3) 施行規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、複数の大学が連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類の

教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

ただし、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程には適用しない。

- (4) 施行規則第22条第5項の規定に基づく共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (5) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。
- (6) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

- (7) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (8) (5)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。
- (9) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

3—1 教職課程における実施組織（共通）

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (2) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (3) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。）
- ② 1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当するもの
- ③ 専ら当該大学の教育研究に従事するもの

- (4) 大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3—1(3)①、②の事項を満たす者は、当該学科等の教職課程における必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができる。
- (5) 必要教職専任教員数の合計のうち半数は、原則教授とする。
- (6) それぞれの教職課程における必要教職専任教員数は、この基準に定める。
短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数とする。

3—2 教職課程における教育課程（共通）

- (1) 大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育

課程を編成しなければならない。

- (2) 施行規則第22条第2項の規定に基づく短期大学の専攻科は、(1)にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を自ら開設しなければならない。
- (3) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。
- (4) 連携開設科目により自ら開設する授業科目とみなすことができる単位数は、(5)によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。
- (5) 施行規則第22条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。
- (6) 教職課程における授業科目の単位は、大学設置基準第21条第2項、短期大学設置基準第7条第2項、専門職大学設置基準第14条第2項及び専門職短期大学設置基準第11条第2項に基づき定めるものとする。
- (7) 教職課程における授業の方法は、大学設置基準第25条、短期大学設置基準第11条、専門職大学設置基準第18条及び専門職短期大学設置基準第15条に基づき行うものとする。

4-1 幼稚園教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 領域に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の場合はそれぞれ一単位以上を、二種免許状の場合は四以上の領域に関する専門的事項に関する科目をそれぞれ一単位以上開設されなければならない。
- (3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。
- (4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合においては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（小学校、中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (5) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人	① 教育の基礎的理解に関する科目 ② 保育内容の指導法の指導法に関する科目 ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
合計3人以上	①から1人以上、②又は③から1人以上を含めて 合計3人以上

備考

- 1 本表は、入学定員が50人までの場合である。
- 2 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。
- 3 複合領域を担当する教職専任教員を、領域に関する専門的事項に関する科目の必要教職専任教員数に含めることができる。
- 4 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

- (6) 大学の同一学科等において、幼稚園教諭の領域に関する専門的事項に関する科目又は複合領域と小学校教諭の教科に関する専門的事項に関する科目又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。（小学校の教職課程においても同様とする。）

4-2 小学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）のうち、1以上の科目について開設されなければならない。
- (3) 複合科目を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。（中学校及び高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (4) 各教科の指導法に関する科目は、国語等の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上開設されなければならない。
- (5) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

- ① 教科に関する専門的事項に関する科目
- ② 教育の基礎的理解に関する科目
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④ 各教科の指導法に関する科目
- ⑤ 複合科目

4-3 中学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第4条第1項表備考第9号は適用しない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上、二種免許状の場合は10単位以上開設されなければならない。
- (3) 教科に関する専門的事項に関する科目は、免許教科に応じ、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (4) (3)の教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（高等学校の教職課程においても同様とする。）
- (5) 施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。（高等学校及び養護教諭の教職課程においても同様とする。）
- (6) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科には適用しない。

i) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上

数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

備考

- 1 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- 2 複合科目を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

備考

教職専任教員の配置は、以下①から1人以上、②～④から1人以上とする。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）
- ② 各教科の指導法に関する科目
- ③ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）
- ④ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）

4-4 高等学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第5条第1項表に規定する科目ごとに開設されなければならない。なお、施行規則第5条第1項表備考第5号及び第6号は適用しない。
- (2) 教科に関する専門的事項に関する科目は、一種免許状の場合は20単位以上開設されなければならない。
- (3) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上

美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

備考

- 1 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- 2 複合科目を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

ii) 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等
4-3 (6) ii) に定めるとおりとする。ただし、教職専任教員の配置について、備考の「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるよう開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- (4) 当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。
- (5) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

特別支援教育に関する科目	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域				
	視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上				

特別支援教育領域に関する科目	心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上

4-6 養護教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含むことを要しない。（栄養教諭の教職課程においても同様とする。）
- (3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）に置かなければならない。

ii) 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

4-3（6）ii）に定めるとおりとする。

ただし、教職専任教員の配置は、以下①で1人、②～③で1人以上とする。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）
- ② 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）

4-7 栄養教諭の教職課程における実施組織及び教育課程

- (1) 授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目ごとに開設されなければならない。
- (2) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6（3）ii）に定めるとおりとする。

5 複数の教職課程における授業科目の共通開設特例

- (1) 大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合や複数の学科等で同一の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することができる。
- (2) (1)にかかわらず、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭）の教職課程との共通開設は認めない。
- (3) 複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。
- (4) 短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数に

については、次の表の第一欄に掲げる 4－1（5）、4－2（5）の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4－1（5）	（右欄） 合計 3 人以上	合計 2 人以上
4－2（5）	①～⑤で合計 8 人以上とする。	①～⑤で合計 7 人以上とする。

6 専修免許状の教職課程における実施組織及び教育課程

2（9）より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

6－1 幼稚園教諭の教職課程の場合

- （1）3 人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- （2）（1）にかかわらず、保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員 50 人までの場合は 3 人以上、入学定員が 50 人を超える場合は、入学定員 50 人を超えるごとに、1 人ずつ増員しなければならない。

6－2 小学校教諭の教職課程の場合

- （1）4 人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- （2）（1）にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員 50 人までの場合は 3 人以上、入学定員が 50 人を超える場合は、入学定員 50 人を超えるごとに、1 人ずつ増員しなければならない。

6－3 中学校教諭の教職課程の場合

- （1）認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4－3（6）i）に定める教職専任教員を置かなければならない。
- （2）（1）にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、4－3（6）ii）に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。

6－4 高等学校教諭の教職課程の場合

- （1）認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4－4（3）i）に定める教職専任教員を置かなければならない。
- （2）（1）にかかわらず、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における学科等の入学定員の合計数に応じて、4－4（3）ii）に定める教職専任教員を置かなければならない。なお、備考は適用しない。

6－5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- （1）免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに 3 人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として 3 人以上）の教職専任教員を置かなければならない。
- （2）大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担

当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

6-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における入学定員の合計数に応じて、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。なお、備考は適用しない。(栄養教諭の教職課程においても同様とする。)

6-7 栄養教諭の教職課程の場合

- (1) 施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和41年^{文部省}厚生省令第2号))」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。
- (2) 3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

6-8 専修免許状の課程認定を受ける場合の特例

- (1) 大学院の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合の授業科目や教職専任教員については、5(1)、(2)を準用する。
- (2) 大学(短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。)の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種(この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等)の教職専任教員として取り扱うことができる。
- (3) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
- (4) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

7 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- (1) 教職特別課程において、教職特別課程の入学定員とこれに相当する学科等の入学定員を合算して、各学校種の基準に応じた教職専任教員を置かなければならない。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程において、4-5(5)に定める教職専任教員を置かなければならない。
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

8 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程(第1部)と夜間の課程(第2部)又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程(第3部)を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、各部の入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。

9 通信教育の教職課程への特例

- (1) 通信教育の教職課程における実施組織及び教育課程については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程(通学教育の課程)と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることがで

きる。

1 0 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて1つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。

学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

1 1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2（5）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2（6）及び（7）は適用しない。

1 2 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2（5）、（6）及び（7）にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

1 3 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例

大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、3-2（1）、（4）、（5）の全部または一部によらないことができる。

1 4 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

大学設置基準第58条第1項、専門職大学設置基準第77条第1項、短期大学設置基準第51条第1項、専門職短期大学設置基準第74条第1項の規定による認定を受けた大学の教育課程が、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1（3）、（4）、3-2（1）、（4）、（5）の全部または一部によらないことができる。

1 5 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- （1）学科等のうち1つ以上は、2（7）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であることを原則とする。
- （2）それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置しなければならない。
- （3）それぞれの学科等の教職専任教員は、3-1（3）に加え、連携教職課程の教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

- ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
- ③ 施行規則第22条の8に定める連携教職課程の点検及び評価
- ④ その他連携教職課程の実施に必要な事項

16 他の大学の授業科目を設置する場合の要件

3-2 (5) により、他の大学の授業科目として開設される科目を自ら開設する授業科目とみなす場合、当該科目のみなしに関する協定を締結するとともに、大学間において十分な教職指導体制が整備されていないなければならない。

17 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、各科目の教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていないなければならない。

18 教育実習等

- (1) 3-2 (6) にかかわらず、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。
- (2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合

備考

11又は12に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

- (3) 実習校については、当該学校の承諾を得ていないなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。
なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。
- (4) 教育実習は、認定を受けようとする課程の免許状の学校種及び教科、教育領域等に応じた実習校において実施することを原則とする。
- (5) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。
- (6) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていないなければならない。

19 児童生徒性暴力等の防止に関する措置

教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならない。

20 その他

- (1) 本基準は、令和10年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 既に教職課程を有する大学等における本基準の適用時期は、14、19を除き、令和10年4月1日とする。
- (3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。